

農業経営改善計画等の認定状況について

1. 「農業経営改善計画」の認定状況について

仙台市農政推進協議会地域農政専門部会を8月の報告以降4回開催し、次のとおり認定についての協議を行った。

| | | | |
|----------|-----|-------|------------------------|
| (1) 認定件数 | 38件 | ・新規認定 | 21件 (個別経営体16件 組織経営体5件) |
| | | ・変更認定 | 0件 |
| | | ・更新認定 | 17件 |

| | |
|---------------|------|
| 認定農業者合計 | 269名 |
| (H27.2.26 現在) | |

(2) 認定の内訳

| 開催日 | | 認定件数 (件) | | | | 備考 |
|------------|-----------|----------|----|----|----|---|
| | | 新規 | 変更 | 更新 | 計 | |
| H26 第3回 | H26.8.6 | 3 | 0 | 3 | 6 | ・六郷地区、七郷地区で水稲や野菜栽培等の複合経営に取り組む経営体を更新認定 ・六郷地区で、地域内の農業者と共同作業等に取り組む経営体を新規に認定 など |
| H26 第4回 | H26.11.19 | 6 | 0 | 3 | 9 | ・四郎丸のは場整備地域内で担い手となる農業者5経営体を新規に認定 ・生出地区で、酪農やヤギリース事業等に取り組む経営体を更新認定 など |
| H26 第5回 | H27.1.13 | 1 | 0 | 9 | 10 | ・七郷地区で、洋ランを栽培し、海外の展示販売会等へ販路開拓する経営体を更新認定 ・宮城地区で、水稲や野菜の複合経営に合わせ、ラジヘリの防除等にも取り組む経営体を更新認定 など |
| H26 第6回 | H27.2.9 | 11 | 0 | 2 | 13 | ・六郷地区、七郷地区で、水稲や転作、野菜栽培等を行う集落営農から法人化した経営体を新規に認定 ・泉地区で、繁殖牛の飼育やWCS、水田直播栽培に新たにに取り組む経営体を新規に認定など |
| 合計 | | 21 | 0 | 17 | 38 | ※区毎の内訳 青葉区3 宮城野区8 若林区15 太白区8 泉区4 |

※被災により経営規模の拡大が図れない等の理由で未更新の経営体が5件。

※ 認定農業者数の推移 (各年年度末)

H21年度(229)、H22年度(233)、H23年度(232)、H24年度(243)、H25年度(246)、
H26年度(H27.2.26 現在 269)

※区別内訳 青葉区10 宮城野区35 若林区146 太白区47 泉区31

平成32年度目標 315 (達成率: 85.3%)

2. 「青年等就農計画」の認定状況について

2月に開催した仙台市農政推進協議会地域農政専門部会で、次のとおり認定についての協議を行った。

(1) 認定件数 4件 ・ 新規認定 4件 (個別経営体4件)

| | |
|----------------------------|----|
| 認定新規就農者合計 (H27.2.12 現在) | 4名 |
|----------------------------|----|

(2) 認定の内訳

| 開催日 | | 認定件数 (件) | | | | 備考 |
|------------|---------|----------|----|----|---|---------------------------------------|
| | | 新規 | 変更 | 更新 | 計 | |
| H26 第6回 | H27.2.9 | 4 | 0 | - | 4 | ・ 水稲1件、水稲+露地野菜1件、露地野菜1件、畜産1件の個別経営体を認定 |
| 合計 | | 4 | 0 | - | 4 | ※区毎の内訳 青葉区1 宮城野区1 若林区0 太白区0 泉区2 |

○農業経営改善計画とは？

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市に提出する計画。農業の現状、5年後に実現を目指す農業経営改善の目標、目標を達成するためにとるべき措置などが記載され、この改善計画を市長が審査し、認定された農業者等を「認定農業者」という。認定農業者は、低利な資金の融資や収入影響緩和対策（ナラシ対策）等の支援を受けられる。

○青年等就農計画とは？

農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者になるために市に提出する計画。就農5年後に実現を目指す農業経営の目標、目標を達成するためにとるべき措置などが記載され、この青年等就農計画を市長が審査し、認定された者を「認定新規就農者」という。認定新規就農者は、国の青年就農給付金や無利子の融資等の支援を受けられる。

農業経営基盤強化促進法の改正及び、市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に伴い、平成26年9月30日から本市における認定を開始した。